

公募型プロポーザルに係る手続開始のお知らせ

次のとおり、提案書の提出を求めます。

平成 24 年 5 月 23 日

世田谷区

1 業務概要

(1) 件名

平成 24 年度世田谷区 ICT ガバナンス推進支援業務委託

(2) 業務内容

世田谷区が、全庁的な ICT（情報通信技術）活用メカニズムを確立することを目的に推進している「ICT ガバナンス」に関する以下の業務を実施すること。

- ① ICT 利活用の高度化及び効率化に向けた手法・事例調査及び提言
- ② 情報システム調達関連ドキュメントの改善支援
- ③ 次期情報化推進計画の策定準備支援

(3) 履行期間

平成 24 年 7 月下旬頃から平成 25 年 3 月 31 日まで

2 参加資格要件

提案書提出時において、次に掲げる条件を全て満たすこと。

- (1) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 第 1 項（同令第 167 条の 11 第 1 項において準用する場合も含む。）の規定に該当しないこと。また、同条第 2 項による措置を現に受けていないこと。
- (2) 世田谷区から指名停止（入札禁止）を受けている期間中でないこと。
- (3) 提出された書類の記載事項が虚偽でないこと。
- (4) 世田谷区の競争入札参加資格を有すること。

3 提案書の提出者を選定するための基準

本件では提案提出者の選定は行わず、参加資格の確認のみ行う。

4 提案書を特定するための評価基準

- (1) 提案全体を通しての説得力、わかりやすさ（資料編集・提示能力の高さ）
- (2) 各業務における実施手法の具体性、高度な専門性、スケジュールの妥当性、区の負荷軽減に向けたアイデア等
- (3) 本件業務プロジェクトマネジメント手法の妥当性
- (4) 事業者及び業務責任者の実績、経歴、当該事業者のみ実現できる付加価値等
- (5) 見積金額の妥当性

5 手続等

(1) 担当部課

〒154-8504

東京都世田谷区世田谷四丁目 21 番 27 号

世田谷区政策経営部情報政策課（区役所第 1 庁舎 3 階 33 番窓口）

電話：03-5432-2057 ファクシミリ：03-5432-3061

(2) 説明書（実施要領、提案要求仕様書）の交付期間、場所及び方法

ア 期間 平成 24 年 5 月 23 日（水）から 6 月 6 日（水）まで
（土日祝日を除く。午前 9 時～午後 5 時まで）

イ 場所 5（1）に同じ。

ウ 方法 来庁又は電話問合せに対して、希望者に無償配布する。

(3) 参加表明書の受領期限並びに提出場所及び方法

ア 期限 平成 24 年 6 月 6 日（水）午後 5 時まで（必着）

イ 申込先 5（1）に同じ。

ウ 方法 別途指定する様式に、事業者名、所在地、連絡先、部署名、担当者名及び地方公共団体への導入実績等を明記のうえ、持参または FAX により提出すること。（郵送不可）

(4) 提案書の受領期限並びに提出場所及び方法

ア 期限 平成 24 年 6 月 26 日（火）午後 5 時まで（必着）

イ 場所 5（1）に同じ。

ウ 方法 持参に限る。

6 その他

(1) 手続きにおいて使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨に限る

(2) 契約保証金 免除

(3) 契約書作成の要否 要

(4) 当該業務に直接関連する他の業務の委託契約を当該業務の委託契約の相手方との随意契約により締結する予定の有無 有（本件受託者については、本件実施結果の状況及び来年度世田谷区予算配当状況等により、本件に直接関連する来年度実施予定業務について、特命随意契約による委託契約を締結する場合がある。）

(5) 関連情報を入手するための照会窓口 5（1）に同じ

(6) 区は、この案件に参加を表明した者及び提案書を提出した者の商号・名称並びに提案書を特定した理由（審査経過等）を公表することができる。

(7) 詳細は説明書による。